

辛亥革命後、舊奉天省における官地の拂い下げ
——昭陵審柴官甸地の場合——

江夏 由樹

清朝の時代、東三省には官莊、莊園等が廣く設けられていた。清末以降、これらの土地の多くは民間に拂い下げられ、相次いで整理されていった。では、こうした舊官地の民有地化は實際に如何に進められ、そこにはどのような問題が存在したのであろうか。土地の拂い下げを受けて、新たな地主（業主）となったのはどのような人であつたらうか。これまで、報告者は舊奉天省におけるこうした舊官地の民有地化（地主制の再編成）という問題を、當時のこの地域における在地勢力の擡頭という動きと関連づけて考察することを試みてきた。こうした研究關心から注目したい史料として、遼寧省檔案館所藏の『奉天省公署檔案』のなかに收められている「奉天官地清丈局丈放三陵審柴官甸地畝冊及丈放章程布告」があり、本報告はこの史料の内容を考察する。史料は奉天近郊に存在した昭陵（太宗の陵墓）の附屬地であつた審柴官甸地が辛亥革命後に民間に拂い下げられていった、その内容の記録である。そこには、この審柴官甸地が清末の頃までには昭陵所屬の有力な官兵・旗丁によって占有されてきたこと、辛亥革命後、この土地がそうした占有者のもとに實際に拂い下げられていったことが記されている。こうした土地占有者のうち、特に多くの土地を支配していた人物が後に奉天、撫順の大地主と言われた張家（三陵所屬の漢軍鎮黃旗人）の息子、奉天

同盟會の指導者として知られた張榕とその兄張煥柏であつた。

カントンにおけるアヘン「弛禁論」の形成

井上 裕正

一八世紀末以來、清朝は「外禁」と「内禁」の二政策でアヘン問題を解決しようとした。「外禁」政策は、アヘン貿易を禁止しようとする政策であり、また「内禁」政策は、國內におけるアヘン關連の諸行爲（販賣、吸飲など）を禁止しようとする政策である。この二政策は、遂行に伴う官僚の責任問題と外國との關係において各々の性格が異なっていた。そして、「カントン體制」を維持しようとする清朝は基本的に「外禁」政策を優先させていた。

ところで、「カントン體制」の下、歐米諸國との貿易が認められていた唯一の港カントンでは、アヘン政策に對する獨自な輿論が形成されていく。まず一八二〇年前後に、拔本塞源策として主張されていた外國貿易斷絶論を批判した。ついで一八三〇年前後に、「外禁」實施の困難さを説明して「内禁」優先を提唱した。そして、次に登場したのが「弛禁論」である。

一八三六年に太常寺少卿許乃濟によって上奏された「弛禁論」が、カントン知識人吳蘭修の「弭害篇」に基づいていたことはすでに解明されている。ここでは、「弭害篇」作成の時期とその背景について、カントンにおけるアヘン論の形成史上で考えることとした。